

高知県介護福祉士会 表彰規程

（目的）

第1条 この賞は、高知県介護福祉士会において介護福祉に著しい貢献のあった業績等を表彰することによって、その成果を讃えるとともに、高知県介護福祉士会の活性化を図ることを目的とする。

（賞の名称）

第2条 表彰の種類は次の4種とする。

- （1）永年入会者表彰
- （2）功労賞
- （3）感謝状
- （4）会長賞

（規定事項）

第3条 この規定は、永年入会者表彰、功労賞及び感謝状の授与に関する事項を規定する。

（受賞の対象）

第4条 受賞者の対象は、次のとおりとする。

- （1）永年入会者表彰の対象は、高知県介護福祉士会の発展に寄与した正会員（入会后10年以上の者）
- （2）功労賞の対象は、高知県介護福祉士会の発展に著しい貢献を行った正会員又は賛助会員
- （3）感謝状の対象は、高知県介護福祉士会の活動に対し、著しい貢献のあった個人、団体又は企業等
- （4）会長賞の対象は、介護福祉士養成校を卒業予定の者で介護福祉士養成校の推薦を受けた者。なお、各校の推薦にあたっては次の要件をすべて満たしていること。
 - 学業優秀であること
 - 在学期間の出席率が80%以上であること
 - 厚生労働省が示す資格取得時の目標の達成度が高いと認められること

（表彰選考委員会）

第5条 高知県介護福祉士会の表彰受賞候補を選考するため、高知県介護福祉士会表彰選考委員会（以下「表彰選考委員会」という）を置く。

- 2 表彰選考委員会の委員は、理事会の議決によって選任する。
- 3 委員の任期は、1年とし、再選は妨げない。
- 4 表彰選考委員会には委員長を置き、委員長は委員の互選により決定する。

(賞の決定、表彰の時期、方法)

第6条 永年入会者表彰、功労賞及び感謝状の授与は、表彰選考委員会における選考結果をもとに理事会で決定する。会長賞の授与は、介護福祉士養成校の推薦を受け、理事会で決定する。

2 表彰は、通常総会において行い、賞状及び副賞を授与する。

3 永年入会者表彰、功労賞及び感謝状は、同年に重複して受賞しないものとする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、表彰等に関して必要な細目事項は、理事会において別に定める。

(改廃に関する事項)

第8条 この規則を改正するときは、総会の承認を得なければならない。

この規程は、平成22年4月25日より施行する。

この規程は、平成23年4月24日より施行する。